

第 11 期の審議に関する主な論点について（案）

（令和3年9月 29 日 第 104 回中央教育審議会法科大学院等特別委員会資料 4）

審議に当たっての基本認識

- 法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の着実な実施に向けて、各法曹コース・法科大学院における教育の成果と課題を検証するとともに、更なる改善・充実に資するよう、随時に必要な方策を提案していく必要があること。
- 未修者教育の更なる充実に向け、「法学未修者教育の充実について 第 10 期の議論のまとめ」や新たな一貫教育制度の実施に伴う影響を踏まえ、更なる改善・充実方策を検討する必要があること。また、令和 6 年度以降の共通到達度確認試験の方向性について、一定の結論を得るべきこと。
- 法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（K P I）を達成することができるよう充実した教育を行い、法科大学院制度を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の有効性を高めるとともに、法科大学院で学修するメリットや意義を発信するなどして、多様なバックグラウンドを有する優れた資質・能力を有する者が、より多く法曹を志望し、入学することを目指すための方策を検討する必要があること。
- 法科大学院が法曹養成プロセスの一部としてだけでなく、理論と実務が相互に作用し合う結節点となり、法学が社会に貢献していくための拠点として機能しつつあることを踏まえ、社会に貢献する魅力ある法科大学院の在り方を検討し、発信していく必要があること。

個別の論点

（1）新たな一貫教育制度の着実な実施について

（一貫教育）

- 一貫教育の実質化に向けて、法曹コースと法科大学院が連携するためにどのような取組が必要となるか。特に、遠隔地の大学や法科大学院を設置していない大学など、自大学以外と法曹養成連携協定を締結する場合に、どのような工夫が考えられるか。
- 法科大学院に進学して得た学びを活かして、社会でどのように活躍できるのかを知る機会を通じて、自らのキャリアや法曹として果たすべき役割等について考える機会が必要ではないか。その際、研究者という選択肢もあることを明確に意識づけていくべきではないか。
- 法学部生や法科大学院生が予備試験を受験している現状についてどのように考えるか。優れた資質を有する志願者を確保するために、一貫教育を充実させる中で、どのようにして予備試験と差異化を図り、法科大学院の魅力を若い法曹志願者に伝えて

いくことが出来るか。

(法曹コース)

- 法曹コースや特別選抜の現状について、どのように分析するか。新たな制度を着実に実施するために、どのような方策が必要となるか。
- 早期卒業を希望する学生のみならず、留学等を希望する学生、副専攻として法学以外の分野を学ぶことを希望する学生、論文の執筆など時間をかけて研究活動に打ち込みたい学生、部活動やボランティアに打ち込んでいる学生等、他の学修や活動と両立しながら法曹コースで学ぶ学生を支援していくことが重要であり、こうした支援が一貫教育だからこそ実現できる多様な法曹の養成といえるのではないか。
- 学生の中には、広く法学を学ぶ中でその専門性に魅力を感じ、法曹コースに在籍する学生以外にも様々な形で法曹を目指す場合があり、法科大学院への進学を促すことへの配慮が必要ではないか。

(法科大学院)

- 学部入学から最短6年間で法曹資格が取得可能となることを踏まえ、法科大学院教育と司法試験・司法修習との間で有機的な連携を図っていくための教育内容やカリキュラムのあり方について、どのように考えるべきか。その際、司法試験合格という成果のみに捉われたカリキュラムではなく、法科大学院教育の特徴を存分に発揮するために、どのような点に留意するべきか。
- 令和5年より司法試験の実施時期・合格発表の時期が変更となることを踏まえ、各法科大学院の実情に応じた、2年次・3年次のカリキュラムや学事暦のあり方について、どのように考えるべきか。
- 在学中受験する学生としない学生、在学中受験で合格する者と不合格となる者が混在する中で、学生に対するきめ細かな指導を行う上で、どのような課題があるか。その課題を解決するために必要となる方策とはどのようなものか。
- 展開・先端科目、法律実務基礎科目における特色ある取組や海外派遣プログラム等、法科大学院ならではの学修を、法曹界、経済界や法科大学院相互の連携を図りながら、どのように充実させていくことが出来るか。また、そういった学修がキャリアに活かせることを法科大学院の魅力として発信するために、どのような方策が有効か。

(2) 法学未修者コース入学者に対する教育の在り方について

- 「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を踏まえた委託事業の成果を踏まえ、更に検討すべき事項はないか。また、未修者教育の充実に向けた検討の成果を法曹コースの教育に還元できないか。
- 法科大学院として、司法試験の在学中受験への対応と法学未修者教育の充実をどのようにして両立させていくべきか。

- 共通到達度確認試験の効果的な活用促進や持続可能な実施に向けてどのような方策が考えられるか。
- 他学部出身者や社会人の志願者を増やすために、どのような方策が考えられるか。

(3) その他

(志願者数の増加に向けた取組)

- 昨今の学生の意識を踏まえると、法科大学院に進学した場合の魅力あるキャリアパスを示すことが、法曹コースや法科大学院の志願者を増やすことにつながるのではないか。その際、法科大学院修了生がどのような分野で活躍し、社会の期待に応えているか等の修了後の姿を明確に発信することが重要ではないか。また、法曹資格の有無にかかわらず、法学を専門的に学んだ者として活躍の場が広がるという意識を持ってもらうことも有益なのではないか。
- 法曹界と連携しながら、高校生にも法曹コースの魅力を発信していくべきではないか。また、児童生徒へのキャリア教育を兼ねた法科大学院生による法教育も法曹志望者の掘り起こしに有効ではないか。

(社会に貢献する法科大学院のあり方)

- 法曹有資格者その他の法律の専門性を活かした仕事に従事する社会人のためのリカレント教育を推進することにより、法科大学院の研究・教育の成果を社会に還元するとともに、法曹志願者と法律実務家の交流の場としても機能させることが出来るのではないか。
- 地域の法曹界や経済界、行政等との連携を深め、双方にメリットがある関係を構築するために、どのような方策が考えられるか。